みえジビエフードシステム登録制度実施要領

農林水第 16-112 号　平成 30 年 12 月 21 日
農林水第 16-149 号　平成 31 年 3 月 15 日
農林水第 16-205 号　令和 3 年 3 月 1 日
農林水第 16-203 号　令和 5 年 3 月 20 日

第1　趣旨

三重県では、みえジビエの生産、加工、販売等にあたり、県の定める衛生管理や品質管理に取組んできた施設及び事業者をみえジビエ登録制度（平成 25 年 12 月 20 日付け施行）により、登録し、消費者に対し、みえジビエの信頼確保に努めてきた結果、年々、みえジビエの信頼が高まり需要が増加してきました。

そこで、今後は、みえジビエの生産量の増産に向けて、取組を進めていくことにしていますが、その一方で、みえジビエの生産等に関わる者を増やしていく必要があります。

しかし、これまでのみえジビエ登録制度では、施設及び事業者の登録に留まっており、現場での衛生管理や品質管理の作業に携わる者は、個々の事業者の裁量に任せているため、安易に作業者を増やすことにより、衛生管理や品質管理の知識や技術が不十分な者が作業に従事することによる衛生面や品質面にバラつきが出てくることが想定されます。

そこで、今回、登録制度を見直し、みえジビエの生産施設等の基準の厳格化、また、登録対象を施設及び事業者に加え、一定の衛生管理や品質管理の知識等を有した捕獲、解体処理等の作業者の従事義務化等を行い、今後、みえジビエの生産拡大に伴い、確実に衛生管理や品質管理が行われたみえジビエの提供やみえジビエに関する情報発信が広く行われるように、みえジビエフードシステム登録制度（以下、「登録制度」という。）を制定します。

第２　定義

１　みえジビエとは、次の要件をすべて満たすものをいいます。

（１）登録制度により登録を認めたみえジビエハンターが、三重県内で捕獲した野生の鹿や猪であること。

（２）みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル（以下、「マニュアル」という。）に基づき、登録制度により登録を認めたみえジビエ解体処理施設で、登録制度により登録を認めたみえジビエ解体処理者が人の摂食用に処理した枝肉や精肉であること。

２　みえジビエ加工品とは、次の要件をすべて満たすものをいいます。

（１）みえジビエを原料に使用した食用加工品であること。

（２）原料の鹿肉、または、猪肉は、すべてみえジビエを用いること。

（３）マニュアルに基づき、生産されたものであること。

３　みえジビエ料理とは、次の要件をすべて満たすものをいいます。

（１）単品料理、コース料理の場合は当該コースのなかにみえジビエ、または、みえジビエ加工品を食材に使用した料理であること。

（２）料理の食材に使用する鹿肉、または、猪肉は、すべてみえジビエ、もしくは、みえジビエ加工品とすること。

（３）マニュアルに基づき、調理された料理であること。

４　みえジビエ解体処理施設とは、登録制度に基づき、登録を受けている施設をいいます。
５　みえジビエの食べられるお店とは、登録制度に基づき、登録を受けているお店をいいます。
６　みえジビエの買えるお店とは、登録制度に基づき、登録を受けているお店をいいます。
７　みえジビエ加工品製造施設とは、登録制度に基づき、登録を受けている施設をいいます。
８　みえジビエハンターとは、登録制度に基づき、登録を受けているものをいいます。
９　みえジビエ解体処理者とは、登録制度に基づき、登録を受けているものをいいます。
10　みえジビエマスターとは、登録制度に基づき、登録を受けているものをいいます。
11　登録制度に係る英訳については、次のとおりとします。

（１）みえジビエ
　　Mie Gibier
（２）みえジビエ解体処理施設及び事業者
　　Slaughtering facility and business operator of Mie Gibier
（３）みえジビエ解体処理施設
　　Slaughtering facility of Mie Gibier
（４）みえジビエの食べられるお店及び事業者
　　Restaurant and operator where Mie Gibier is available
（５）みえジビエの食べられるお店
　　Restaurant where Mie Gibier is available
（６）みえジビエの買えるお店及び事業者
　　Shop and operator where Mie Gibier is available
（７）みえジビエの買えるお店
　　Shop where Mie Gibier is available
（８）みえジビエ加工品製造施設及び事業者
　　Processing facility and business operator of Mie Gibier
（９）みえジビエ加工品製造施設
　　Processing facility of Mie Gibier
(10) みえジビエハンター
　　Skilled Mie Gibier Hunter
(11) みえジビエ解体処理者
　　Skilled Mie Gibier Slaughterer
(12) みえジビエマスター
　　Mie Gibier Master

第３　登録区分

１　施設及び事業者
（１）みえジビエ解体処理施設及び事業者
（２）みえジビエ料理の食べられるお店及び事業者
（３）みえジビエの買えるお店及び事業者
（４）みえジビエ加工品製造施設及び事業者
２　人材

（１）みえジビエハンター
（２）みえジビエ解体処理者
（３）みえジビエマスター

第４　登録対象及び登録基準

本制度における登録の対象は、次のとおりとし、事業者の申請により事務を取扱います。

（１）みえジビエ解体処理施設及び事業者

次の要件をすべて満たすものとします。

① みえジビエハンターが三重県内で捕獲した野生の鹿、または、猪を解体処理する施設であること。
②食品衛生法の許可を受けている不動産施設であること。
③施設の所在地が三重県内であること。
④マニュアルに基づき整備された施設であること。
⑤みえジビエ解体処理者がマニュアルに基づき解体処理を行う施設であること。
⑥解体処理責任者を設置すること。
⑦食品衛生法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の関係法令を遵守すること。
⑧当該施設が許可を受けている保健所の発行する食品衛生監視票の合計点が 80 点以上であること。
⑨国、都道府県が賦課徴収する税と消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
⑩商品等の表示について、関係法令やマニュアルに基づき、適正に表示すること。
⑪実績報告、登録更新等の事務手続きを別に定める期限までに履行すること。
⑫みえジビエに関するトレーサビリティに取り組むこと。
⑬みえジビエマスターが在籍する体制に努めること。
⑭みえジビエを含む獣肉の利活用について県の調査等に協力を行うこと。
⑮E-MAIL での連絡対応（代理者対応を含む）が可能なこと。
⑯その他、知事が登録を認めるには相応しくないと判断される事項がないこと。

（２）みえジビエの食べられるお店及び事業者

次の要件をすべて満たすものとします。

①マニュアルに基づきみえジビエ料理を提供する施設であること。
②食品衛生法の許可を受けている不動産施設であること。
③食品衛生法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の関係法令を遵守すること。
④当該施設が許可を受けている保健所の発行する食品衛生監視票の合計点が 80 点以上であること。
⑤国、都道府県が賦課徴収する税と消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
⑥みえジビエ料理のメニュー等の表示を関係法令やマニュアルに基づき、適正に表示すること。
⑦実績報告、登録更新等の事務手続きを別に定める期限までに履行すること。
⑧みえジビエに関するトレーサビリティに取組むこと。

⑨みえジビエマスターが在籍する体制に努めること。
⑩E-MAIL での連絡対応（代理者対応を含む）が可能なこと。
⑪その他、知事が登録を認めるには相応しくないと判断される事項がないこと。

３）みえジビエの買えるお店及び事業者

次の要件をすべて満たすものとします。
①マニュアルに基づきみえジビエ、または、みえジビエを原料とした加工品の販売、または、斡旋を行う施設であること。
②食品衛生法の許可を受けている、または届出を行っている不動産施設であること。
③食品衛生法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の関係法令を遵守すること。
④当該施設が許可を受けている、または届出を行っている保健所の発行する食品衛生監視票の合計点が 80 点以上であること。
⑤国、都道府県が賦課徴収する税と消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
⑥みえジビエ、または、みえジビエ加工品の管理を適正に行うこと。
⑦取り扱うみえジビエ、または、みえジビエ加工品の商品表示を関係法令やマニュアルに基づき適正に行うこと。
⑧実績報告、登録更新等の事務手続きを別に定める期限までに履行すること。
⑨みえジビエに関するトレーサビリティに取組むこと。
⑩みえジビエマスターが在籍する体制に努めること。
⑪E-MAIL での連絡対応（代理者対応を含む）が可能なこと。
⑫その他、知事が登録を認めるには相応しくないと判断される事項がないこと。

（４）みえジビエ加工品製造施設及び事業者

次の要件をすべて満たすものとします。
①マニュアルに基づきみえジビエを原料とした加工品を製造する施設であること。
②食品衛生法の許可を受けている不動産施設であること。
③食品衛生法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の関係法令を遵守すること。
④保健所の発行する食品衛生監視票の合計点が 80 点以上であること。
⑤国、都道府県が賦課徴収する税と消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
⑥製造するみえジビエ加工品のクオリティが著しく劣っていないこと。
⑦製造するみえジビエ加工品の商品表示が、関係法令やマニュアルに基づき適正に表示されていること。
⑧実績報告、登録更新等の事務手続きを別に定める期限までに履行すること。
⑨みえジビエに関するトレーサビリティに取組むこと。
⑩みえジビエマスターが在籍する体制に努めること。
⑪E-MAIL での連絡対応（代理者対応を含む）が可能なこと。
⑫その他、知事が登録を認めるには相応しくないと判断される事項がないこと。

（５）みえジビエハンター

次の要件をすべて満たすものとします。
①三重県内で狩猟登録、または、有害駆除の許可を有する者。

②マニュアルに基づき、三重県内で野生の鹿や猪を捕獲する者。
③食肉処理に係る食品衛生管理に関する知識を有する者。
④みえジビエの活用や普及啓発に意欲的な者。
⑤食品衛生法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の関係法令を遵守する者。
⑥登録制度への申請にあたり、申請時から過去１年以内に第５に定める登録講習会を受講済みの者。
⑦実績報告、登録更新等の事務手続きを別に定める期限までに履行すること。
⑧みえジビエに関するトレーサビリティに取組むこと。
⑨E-MAIL での連絡対応（代理者対応を含む）が可能なこと。
⑩その他、知事が登録を認めるには相応しくないと判断される事項がないこと。

（６）みえジビエ解体処理者

次の要件をすべて満たすものとします。
①鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する知識を有する者。
②食肉処理に係る食品衛生管理に関する知識を有する者。
③食品衛生法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の関係法令を遵守する者。
④マニュアルに基づきみえジビエとして野生の鹿や猪を解体処理する者。
⑤みえジビエの活用や普及啓発に意欲的な者。
⑥登録制度への申請にあたり、申請時から過去１年以内に第５に定める登録講習会を受講済みの者。
⑦食品衛生法施行規則別表第17の１の項ロの規定により定める食品衛生責任者の資格を有する者。
※食品衛生責任者養成講習を修了した者、調理師等
⑧実績報告、登録更新等の事務手続きを別に定める期限までに履行できること。
⑨みえジビエに関するトレーサビリティに取組むこと。
⑩E-MAIL での連絡対応（代理者対応を含む）が可能なこと。
⑪その他、知事が登録を認めるには相応しくないと判断される事項がないこと。

（７）みえジビエマスター

次の要件をすべて満たすものとします。
①鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の関係法令の知識を有する者。
②食品衛生等の関係法令の知識を有する者。
③マニュアル、登録制度、みえジビエの利活用状況等のみえジビエに関する知識及び情報を有する者。
④みえジビエの活用や普及啓発に意欲的な者。
⑤SNS 等での情報発信に努める者。
⑥登録制度への申請にあたり、申請時から過去１年以内に第５に定める登録講習会を受講済みの者。
⑦みえジビエに関する知識、情報等を有し、第三者に対し適切にみえジビエに関す

る知識、情報等を伝えることができる者。
⑧実績報告、登録更新等の事務手続きを別に定める期限までに履行すること。
⑨E-MAIL での連絡対応（代理者対応を含む）が可能なこと。
⑩その他、知事が登録を認めるには相応しくないと判断される事項がないこと。

第５　登録講習会

第３の２の登録区分に基づき申請しようとする者は、次の講習会を受講するものとします。

１　講習会の種類

三重県農林水産部フードイノベーション課（以下「フードイノベーション課」という。）の主催、もしくは、フードイノベーション課が登録申請に適した講習会と認めるものとします。

２　講習会の主なカリキュラムの内容

次の内容を含んだものとします。ただし、カリキュラムについては、適宜変更する場合があります。

（１）野生の獣肉の利活用について
（２）みえジビエの取組について
（３）食品衛生について
（４）マニュアルについて
（５）登録制度について
（６）理解度自己チェック
※問題を解いて、自分で答え合わせをし、講義内容の理解度をチェックできるようにします。点数により登録の可否を判断したり、結果を回収することはしません。
（７）その他、みえジビエに関連した知識、情報について
※（１）～（７）までの事項を、150 分間程度で実施します。

３　開催時期及び開催場所

年に１回以上、三重県内で開催します。

４　開催告知及び受講者募集

三重県ホームページやみえジビエホームページで告知・募集するほか、みえジビエ関係団体並びに登録制度に登録されている第３の１の登録施設及び事業者並びに第３の２の「人材」に対して通知します。

５　受講終了書

登録講習会の受講修了者に対して、次の項目が記載された受講修了書を発行します。

（１）講習会名
（２）講習会受講日時及び受講場所
（３）講習会受講者氏名

６　登録講習会における使用言語

講義及び資料は、日本語を使用します。

７　その他

登録講習会での受講が、県外居住、病気、仕事の都合等の理由により困難な者のうち、第３の１の登録区分により登録されている施設(登録を予定している施設を含む)に所属、または、連携する者（所属、または、連携を予定している者を含む）については、個別に

三重県からの講義を受けることにより、登録講習会の受講に代えることができます。
なお、個別講義を希望する者は、次のとおり手続きを行うものとします。
（１）正当な理由があり、個別に三重県からの講義を希望する者は、第１号様式により、フードイノベーション課長に申請する。
（２）フードイノベーション課長は、申請を適当と判断するときは、第２号様式により、申請者に通知のうえ、個別講義を実施する。
（３）フードイノベーション課長は、申請を不適と判断するときは、第３号様式により、申請者に通知する。

第６　登録申請

登録制度の申請は、第３及び第４の規定に基づき次の書類により、フードイノベーション課で適宜受け付けます。
なお、申請書類及び添付書類については、申請者に返却しません。
個人情報を含む書類については、県の管理規定に基づき、厳重に管理しますが、県の文書保存規定に基づき、県で保存後、廃棄処分とします。

１　みえジビエ解体処理施設及び事業者
（１）登録申請書（第４－１号様式）　１部
（２）登録申請調書（第５－１号様式）　１部
（３）誓約書（第６－１号様式）　１部
※第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。
※既登録事業者で登録区分の新規申請時、または、登録施設の追加申請時は省略することができる。
（４）申請施設に係る写真　各１枚（カラー写真：画像印刷提出でも可）
①施設の外観　②脱骨室　③精肉室　④精肉台　⑤解体処理作業用の刃物類
⑥刃物類の殺菌器具　⑦冷凍庫　⑧異物検査機（金属探知機、または、Ｘ線検査機）
（５）登記簿謄本、または、住民票　１部
法人にあっては、当該法人の登記簿謄本（過去１年以内に発行したもの）の写し、法人以外の団体にあっては、代表者の住民票（過去１年以内に発行したもの）の写し、個人にあっては、申請者の住民票（過去１年以内に発行したもの）の写し。
※第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。
※既登録事業者で登録区分の新規申請、または、登録施設の追加申請時は省略することができる。
（６）納税証明書　各１部
ア　三重県県税事務所が発行する「納税証明書」（証明内容：「県税に滞納がないこと」過去１年以内に発行したもの）の写し。
ただし、三重県内に本支店や営業所が存在しない事業者においては、この限りでない。
※第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。
※既登録事業者で登録区分の新規申請、または、登録施設の追加申請時は省略することができる。
イ　全事業者について税務署が発行する「納税証明書その３」（証明内容：「消費税及び地方消費税に未納がないこと」。過去１年以内に発行したもの）の写し

※第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。
※既登録事業者で登録区分の新規申請、または、登録施設の追加申請時は省略することができる。

（７）食品衛生法に基づく営業許可等を受けていることを証明する書類の写し　１部
食品衛生法に基づく営業許可等を受けていることを証明する書類の写し、または、申請及び更新申請期間中は、当該申請届出の写し
ただし、保健所政令市（保健所設置市）及び県外の事業者については、第７号様式による営業許可証明書等の原本

（８）当該施設が許可を受けている保健所の交付する食品衛生監視票（過去１年以内に発行したもの）の写し　１部

（９）施設の位置を示した図面及び施設平面図　１部

（10）その他、特に知事が必要と認める書類等　１部

２　みえジビエの食べられるお店及び事業者

（１）登録申請書（第４－１号様式）　１部

（２）登録申請調書（第５－２号様式）　１部

（３）誓約書（第６－１号様式）　１部
※第３の１に規定する登録区分をまたがる複数同時申請時は１部提出で共通とする。
※既登録事業者で登録区分の新規申請時、または、登録施設の追加申請時は省略することができる。

（４）申請施設に係る写真　各１枚（カラー写真：画像印刷提出でも可）
①施設の外観　②調理場　③飲食スペース　④食材のみえジビエを保管（予定）する冷凍庫　⑤みえジビエ料理の写真

（５）登記簿謄本、または、住民票　１部
法人にあっては、当該法人の登記簿謄本（過去１年以内に発行したもの）の写し、法人以外の団体にあっては、代表者の住民票（過去１年以内に発行したもの）の写し、個人にあっては、申請者の住民票（過去１年以内に発行したもの）の写し。
※第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。
※既登録事業者で登録区分の新規申請、または、登録施設の追加申請時は省略することができる。

（６）申請施設の概要が分かる書類　１部
①申請時に提供しているメニュー表　②パンフレット等

（７）納税証明書　各１部
ア　三重県県税事務所が発行する「納税証明書」（証明内容：「県税に滞納がないこと」過去１年以内に発行したもの）の写し。
ただし、三重県内に本支店や営業所が存在しない事業者においては、この限りでない。
※第３－１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。
※既登録事業者で登録区分の新規申請、または、登録施設の追加申請時は省略することができる。
イ　全事業者について税務署が発行する「納税証明書その３」（証明内容：「消費税及び地方消費税に未納がないこと」。過去１年以内に発行したもの）の写し
※第３－１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。

※既登録事業者で登録区分の新規申請、または、登録施設の追加申請時は省略することができる。

（８）食品衛生法に基づく営業許可等を受けていることを証明する書類の写し　１部

食品衛生法に基づく営業許可等を受けていることを証明する書類の写し、または、申請及び更新申請期間中は、当該申請届出の写し

ただし、保健所政令市（保健所設置市）及び県外の事業者については、第７号様式による営業許可証明書等の原本

（９）当該施設が許可を受けている保健所の交付する食品衛生監視票（過去１年以内に発行したもの）の写し　１部

(10) その他、特に知事が必要と認める書類等

３　みえジビエの買えるお店及び事業者

（１）登録申請書（第４－１号様式）　１部

（２）登録申請調書（第５－３号様式）　１部

（３）誓約書（第６－１号様式）　１部

※第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。

※既登録事業者で登録区分の新規申請、または、登録施設の追加申請時は省略することができる。

（４）申請施設に係る写真　各１枚（カラー写真：画像印刷提出でも可）

①施設の外観　②販売スペース　③販売商品を保管（予定）する保管庫

※みえジビエ、または、みえジビエ加工品の現物を直接扱わない斡旋の場合には、写真の添付を省略することができる。

（５）登記簿謄本、または、住民票　１部

法人にあっては、当該法人の登記簿謄本（過去１年以内に発行したもの）の写し、法人以外の団体にあっては、代表者の住民票（過去１年以内に発行したもの）の写し、個人にあっては、申請者の住民票（過去１年以内に発行したもの）の写し。

※第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。

※既登録事業者で登録区分の新規申請、または、登録施設の追加申請時は省略することができる。

（６）申請施設の概要が分かる書類　１部

①申請時に販売（斡旋）している商品カタログ　②会社概要等

※既登録事業者で登録施設の追加申請時は省略することができる。

（７）納税証明書

ア　三重県県税事務所が発行する「納税証明書」（証明内容：「県税に滞納がないこと」過去１年以内に発行したもの）の写し。

ただし、三重県内に本支店や営業所が存在しない事業者においては、この限りでない。

※第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。

※既登録事業者で登録区分の新規申請、または、登録施設の追加申請時は省略することができる。

イ　全事業者について税務署が発行する「納税証明書その３」（証明内容：「消費税及び地方消費税に未納がないこと」。過去１年以内に発行したもの）の写し

※第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。

※既登録事業者で登録区分の新規申請、または、登録施設の追加申請時は省略することができる。

（８）食品衛生法に基づく営業許可等を受けている、または届出を行っていることを証明する書類の写し　１部

食品衛生法に基づく営業許可等を受けている、または届出を行っていることを証明する書類の写し、または、申請及び更新申請期間中は、当該申請届出の写し

ただし、保健所政令市（保健所設置市）及び県外の事業者については、第７号様式による営業許可証明書等の原本

（９）当該施設が許可を受けている保健所の交付する食品衛生監視票（過去１年以内に発行したもの）の写し

※みえジビエ、または、みえジビエ加工品の現物を直接扱わない斡旋の場合には、省略することができる。

（10）その他、特に知事が必要と認める書類等

４　みえジビエ加工品製造施設及び事業者

（１）登録申請書（第４－１号様式）　１部

（２）登録申請調書（第５－４号様式）　１部

（３）誓約書（第６－１号様式）　１部

※第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。

※既登録事業者で登録区分の新規申請、または、登録施設の追加申請時は省略することができる。

（４）申請施設に係る写真　各１枚（カラー写真：画像印刷提出でも可）

①施設の外観　②加工室　③みえジビエ保管（予定）冷凍庫　④商品保管冷蔵庫（冷蔵加工食品製造の場合）　⑤商品保管冷凍庫（冷凍加工食品製造の場合）　⑥商品保管庫（常温の場合）　⑦異物検査機（金属探知機、または、Ｘ線検査機）

（５）登記簿謄本、または、住民票　１部

法人にあっては、当該法人の登記簿謄本（過去１年以内に発行したもの）の写し、法人以外の団体にあっては、代表者の住民票（過去１年以内に発行したもの）の写し、個人にあっては、申請者の住民票（過去１年以内に発行したもの）の写し。

※第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。

※既登録事業者で登録区分の新規申請、または、登録施設の追加申請時は省略することができる。

（６）申請施設の概要が分かる書類　１部

①申請時に製造している商品カタログ　②会社概要等

※第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。

※既登録事業者で登録施設の追加申請時は省略することができる。

（７）納税証明書

ア　三重県県税事務所が発行する「納税証明書」（証明内容：「県税に滞納がないこと」過去１年以内に発行したもの）の写し。

ただし、三重県内に本支店や営業所が存在しない事業者においては、この限りでない。

※第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。

※既登録事業者で登録区分の新規申請、または、登録施設の追加申請時は省略す

ることができる。

イ　全事業者について税務署が発行する「納税証明書その３」（証明内容：「消費税及び地方消費税に未納がないこと」。過去１年以内に発行したもの）の写し

※第３－１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。

※既登録事業者で登録区分の新規申請、または、登録施設の追加申請時は省略することができる。

（８）食品衛生法に基づく営業許可等を受けていることを証明する書類の写し　１部

食品衛生法に基づく営業許可等を受けていることを証明する書類の写し、または、申請及び更新申請期間中は、当該申請届出の写し

ただし、保健所政令市（保健所設置市）及び県外の事業者については、第７号様式による営業許可証明書等の原本

（９）当該施設が許可を受けている保健所の交付する食品衛生監視票（過去１年以内に発行したもの）の写し　１部

（10）その他、特に知事が必要と認める書類等

５　みえジビエハンター

（１）登録申請書（第４－２号様式）　１部

（２）登録申請調書（第５－５号様式）　１部

（３）誓約書（第６－２号様式）　１部

（４）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟免状の写し １部

（５）申請者写真　２枚

※縦３cm×横2.4cm

※申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真

※裏面に、氏名・撮影年月日を記載

（６）本人住所、氏名が分かる公的機関が発行した書類の写し　１部

※住民票（過去１年以内に発行したもの）、運転免許証、健康保険証等の写し

（７）第５の５で交付された登録講習会受講修了書の写し　１部

（８）その他、特に知事が必要と認める書類等

６　みえジビエ解体処理者

（１）登録申請書（第４－２号様式）　１部

（２）登録申請調書（第５－６号様式）　１部

（３）誓約書（第６－２号様式）　１部

（４）食品衛生法施行規則別表第17の１の項ロの規定により定める食品衛生責任者の資格を証する書類等の写し　１部

※食品衛生責任者養成講習の受講が確認できる修了証、調理師免許の写し等

（５）申請者写真　２枚

※縦３cm×横2.4cm

※申請前６ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真

※裏面に、氏名・撮影年月日を記載

（６）本人住所、氏名が分かる公的機関が発行した書類の写し　１部

※住民票（過去１年以内に発行したもの）、運転免許証、健康保険証等の写し

（７）第５の５で交付された登録講習会受講修了書の写し　１部

（８）その他、特に知事が必要と認める書類等

７　みえジビエマスター
（１）登録申請書（第４－２号様式）　１部
（２）登録申請調書（第５－７号様式）　１部
（３）誓約書（第６－２号様式）　１部
（４）申請者写真　２枚
※縦 3 ㎝×横 2.4 ㎝
※申請前 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真
※裏面に、氏名・撮影年月日を記載
（５）本人住所、氏名が分かる公的機関が発行した書類の写し　１部
※住民票（過去１年以内に発行したもの）、運転免許証、健康保険証等の写し
（６）第５の５で交付された登録講習会受講修了書の写し　１部
（７）その他、特に知事が必要と認める書類等

第７　登録申請料及び登録料
申請料及び登録料並びに更新登録料は、無料とする。
ただし、申請及び審査等にかかる実費（商品見本、試食経費、送料、写真代、コピー代等）については、申請者の負担とする。

第８　登録の審査
１　審査は、フードイノベーション課で行う。
２　審査は、第３の登録区分に基づき次のとおり実施する。
（１）第３の１に係る審査項目
①書類審査
・みえジビエ解体処理施設及び事業者（第８－１号様式）
・みえジビエの食べられるお店及び事業者（第８－２号様式）
・みえジビエの買えるお店及び事業者（第８－３号様式）
・みえジビエ加工品製造施設及び事業者（第８－４号様式）
②現地審査
・みえジビエ解体処理施設及び事業者（第９－１号様式）
・みえジビエの食べられるお店及び事業者（第９－２号様式）
・みえジビエの買えるお店及び事業者（第９－３号様式）
・みえジビエ加工品製造施設及び事業者（第９－４号様式）
※第３の１の（３）の申請において、申請書類で現地設備等が確認できる場合、または、直接みえジビエやみえジビエ加工品を取り扱わない場合には現地審査を省略することがある。
③申請者へのヒアリング
※申請書類で不明な点等があれば、必要に応じて申請者へヒアリングを行う。
（２）第３の２に係る審査項目
①書類審査
・みえジビエハンター（第 10－１号様式）
・みえジビエ解体処理者（第 10－２号様式）
・みえジビエマスター（第 10－３号様式）

②申請者へのヒアリング

※申請書類で不明な点等があれば、必要に応じて申請者へヒアリングを行う。

3　審査内容は、次のとおりとする。

（1）書類審査

別紙審査表に基づき審査する。

①登録要件を満たしているか。

②申請書類（添付書類含む）に不備がないか。

③申請書類（添付書類含む）の内容が適切であるか。

④その他

（2）現地審査（前記2の（1）の②のみ）

別紙審査表に基づき審査する。

①みえジビエ解体処理施設及び事業者

※審査時には、鹿、または、猪の解体処理作業手順の確認を行う。

なお、登録申請書提出以前にフードイノベーション課職員が解体処理作業手順を確認している場合には、現地審査時の解体処理作業手順の確認を省略することがある。

②みえジビエの食べられるお店及び事業者

※審査時には、みえジビエ料理の確認及び試食を行う。

なお、登録申請書提出以前にフードイノベーション課職員がみえジビエを使用した料理を確認している場合には、みえジビエ料理の試食審査を省略することがある。

③みえジビエの買えるお店及び事業者

※審査時には、みえジビエ、または、みえジビエ加工品の確認及び試食を行う。

なお、登録申請書提出事前にフードイノベーション課職員がみえジビエやみえジビエ加工品の確認及び試食を行っている場合には、みえジビエやみえジビエ加工品の確認及び試食審査を省略することができる。

④みえジビエ加工品製造施設及び事業者

※審査時には、みえジビエ加工品の確認及び試食を行う。

なお、登録申請書提出以前にフードイノベーション課職員がみえジビエ加工品の確認及び試食を行っている場合には、みえジビエ加工品の確認及び試食審査を省略することができる。

4　フードイノベーション課は、第3の1の登録区分の審査時の参考にするため、三重県医療保健部食品安全課（以下、「食品安全課」という。）に対し、申請内容の許可等について、第11号様式により意見を徴収する。ただし、第6の1の（7）、第6の2の（8）、第6の3の（8）、第6の4の（8）の規定により、営業許可証、または、届出の写しの代わりに、営業許可証明書の原本を提出した申請者については、これを省略する。

5　申請者は、書類審査、または、現地審査時に審査が円滑にできるように協力するものとする。

6　知事は、第8に基づき審査した結果、登録が適当と判断したときは、登録を認める。

7　知事は、第8に基づき審査した結果、登録が不適当と判断したときは、登録を認めない。

第９　登録審査結果の通知等

１　知事は、申請者に対し、審査の結果を次のとおり通知する。

（１）第３の１の登録区分の申請者で、登録を認める場合には、第 12－１号様式により通知する。

（２）第３の１の登録区分の申請者で、登録を認めない場合には、第 12－２号様式により通知する。

（３）第３の２の登録区分の申請者で、登録を認める場合には、第 12－３号様式により通知する。

（４）第３の２の登録区分の申請者で、登録を認めない場合には、第 12－４号様式により通知する。

２　第３の１の登録区分により、登録を認めた施設及び事業者（以下、「登録事業者」という。）に対し、登録証（第 13 号様式）及び表示看板（第 14 号様式）を交付する。

ただし、表示看板の交付は、申請内容が複数ある場合、または、登録更新時であっても１事業者１回限りとし、再交付は行わない。

なお、登録期間中における表示看板の破損については、登録事業者の負担において、フードイノベーション課の指定する方法で修繕等を行うこと。

３　第３の２の登録区分により、登録を認めた者（以下「登録者」という。）に対し、登録証（第 15 号様式）及び登録カード（第 16 号様式）を交付する。

４　登録有効期限は、登録制度の制定の年（以下「制定年」という。）を基準とした、３年ごとの 4 月 30 日までとする。

５　登録番号は、みえジビエ第（登録区分）－（登録番号）号とする。

（１）登録区分は、次のとおりとする。

Ａ＝みえジビエ解体処理施設及び事業者
Ｂ＝みえジビエの食べられるお店及び事業者
Ｃ＝みえジビエの買えるお店及び事業者
Ｄ＝みえジビエ加工品製造施設及び事業者
Ｅ＝みえジビエハンター
Ｆ＝みえジビエ解体処理者
Ｇ＝みえジビエマスター

（２）登録番号は、第３の登録区分ごとに登録を認めた順に割り振る。
ただし、登録の取り下げや登録抹消などにより、登録番号に欠番を生じた場合には、その番号は欠番として扱う。

６　登録の認否にかかわらず、申請内容については、次のとおり「みえジビエフードシステム登録台帳」（以下、「台帳」とする。）をフードイノベーション課が作成のうえ、食品安全課及び県農林水産部獣害対策課（以下、「獣害対策課」という。）に送付する。

なお、個人情報を含む内容については、当該課で適正に管理するものとする。

（１）第３の１の登録区分の申請に関しては、第 17－１号様式の台帳により、作成する。

（２）第３の２の登録区分の申請に関しては、第 17－２号様式の台帳により、作成する。

第 10　登録の公表等

知事は、登録を認めた場合は、当該登録内容について、次のとおり、公表する。

ただし、登録者の承諾がある場合には、この限りによらないものとする。

１　第３の１の登録区分に基づく登録
（１）登録区分
（２）登録番号
（３）施設名（屋号）、施設代表者、施設所在地、電話番号
２　第３の２の登録区分に基づく登録
（１）登録区分
（２）登録番号
（３）登録者氏名

第 11　登録内容の変更、登録の取り下げ
１　登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更の事由が発生してから 14 日以内に第 18 号様式により、知事に提出しなければならない。
（１）氏名、または、名称若しくは代表者を変更したとき
（２）申請者の所在地、居住地を変更したとき
（３）登録申請の内容を廃止、または、中止したとき
２　登録事業者の都合により、登録期間内であっても登録を取り下げることができる。
　ただし、この場合には第 18 号様式に、第９の２で交付した当該登録取り下げに係る登録証及び表示看板、または、第９の３で交付した当該登録取り下げに係る登録証及び登録カードを添えて、フードイノベーション課に提出する。

第 12　登録更新
１　登録を更新しようとする第３の１の登録区分の登録事業者は、制定年を基準とした、3 年ごとの 4 月 15 日までに、第 23 号様式により登録継続の申請を行うものとする。
２　登録を更新しようとする第３の２の登録者は、制定年を基準とした、3 年ごとの 4 月 15 日までに、第 23 号様式により登録継続の申請を行うものとする。

第 13　実績報告書
１　第３の１の登録事業者は、毎年 4 月の別に定める日までに、次の様式により、前年度（4 月～翌 3 月）における実績を知事へ報告しなければならない。
（１）みえジビエ解体処理施設及び事業者（第 19－１号様式）
（２）みえジビエの食べられるお店及び事業者（第 19－２号様式）
（３）みえジビエの買えるお店及び事業者（第 19－３号様式）
（４）みえジビエ加工品製造施設及び事業者第（第 19－４号様式）
２　第３の２の登録者は、毎年 4 月の別に定める日までに、次の様式により、前年度（4 月～翌 3 月）における実績を知事へ報告しなければならない。
（１）みえジビエハンター（第 20－１号様式）
（２）みえジビエ解体処理者（第 20－２号様式）
（３）みえジビエマスター（第 20－３号様式）

第 14　業務状況の聴取等
　知事は、特に必要があると認めるときは、登録者に対して報告を求め、調査し、または、必要な指示を行うことができる。

第 15　登録の取消

１　知事は、登録事業者、または、登録者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。この場合、登録事業者、または、登録者に損害が生じても、三重県はその責を負わない。

（１）登録を受ける要件、資格を欠くに至ったとき

（２）登録内容が登録基準を満たさないと認められたとき

（３）虚偽の申請により登録を受けたとき

（４）第 11、第 12 の申請、または、第 13 の報告を正当な理由なく行わなかったとき

（５）第 14 の報告、調査を正当な理由なく拒否し、または、指示に従わなかったとき

（６）みえジビエに関する取り扱い等を３年間以上行わなかったとき

（７）三重県の指示、指導、依頼事項等を遵守しなかったとき

（８）その他、マニュアルに反する行為やみえジビエの推進に支障を来す行為があると認められたとき

２　登録取消の対象となる登録事業者、または、登録者には、登録取消通知書（第 21 号様式）により、取消の通知及び取消となる内容等について通知する。

　また、登録を抹消した場合には、第９の６の台帳に記載のうえ、獣害対策課及び食品安全課と情報を共有するものとする。

３　知事は、登録を取り消す場合は、その対象となる内容及びその者の氏名（法人、団体にあっては、その名称及び代表者の職氏名）を公表することができる。

４　第 15 の１で、登録を取り消された者は、その取り消しの日から１年を経過しなければ、新たな登録を申請することができない。

５　登録を取り消された者は、登録有効期限が残っている第９の２で交付した登録証及び表示看板、または、第９の３で交付した登録証及び登録証明証を取り消し日より 14 日以内にフードイノベーション課に返却しなければならない。

第 16　登録の表示

１　第３の１の登録事業者は、第９の２により交付した登録証及び表示看板を施設に掲示する。

２　第３の２の登録者は、第９の３により交付した登録証を携帯する。

３　登録事業者は、当該施設、当該商品、当該メニュー、ホームページ等で、「みえジビエ」と表示することができる。

　ただし、表示する場合には、他の商品等と誤解を招かないように十分に注意する。

第 17　登録事業者の責務

１　登録事業者は、この要領の定めるところを誠実に遵守するとともに、次について留意しなければならない。

（１）登録申請時の商品（登録変更申請時も含む）等の計画的な生産、製造並びに適正な保管及び流通体制の整備に努めなければならない。

（２）第 13 の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。

２　登録申請時の商品（登録変更申請時も含む）等の品質、流通、販売等において事故等が発生したときには、登録事業者がその責任を負うものとする。

また、事故等が発生したときは「みえジビエ事故等発生通知書」（第 22 号様式）により、速やかに知事に報告しなければならない。

３　食の安全性などの重大な事案が発生した場合には、県からの回収などの指導に従わなければならない。

なお、この場合においても回収等の経費及び損害は、登録事業者が負うものとする。

４　第９の２及び３で交付した登録証、表示看板、登録カードについて、第三者から提示を求められたら、みえジビエに関する内容に限り、提示するものとする。

第 18　事務処理

この登録に関する主たる事務は、フードイノベーション課が行う。

第 19　その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項はフードイノベーション課が別に定める。

附則

１　この要領は、平成 31 年 3 月 16 日から施行する。

２　第６の登録の申請を行おうとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができるものとする。

３　知事は、前項による登録の申請があった場合には、施行日前においても、第７から第 10 の規定により登録に係る必要な行為をできるものとする。

４　みえジビエ登録制度実施要領（平成 25 年 12 月 20 日付け施行）については、みえジビエフードシステム登録制度への移行期間として平成 31 年 3 月 15 日まで有効とし、平成 31 年 3 月 16 日をもって廃止する。

附則

この要領は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。

第１号様式（第５の７の（１）関係）

みえジビエフードシステム登録に係る個別講習受講申請書

年　　月　　日

三重県農林水産部
フードイノベーション課長あて

申請者
〒
住所：
氏名：
電話：
FAX：
E-mail：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第５の１の登録講習会が下記の理由により、受講できないため、個別講義を希望しますので、申請します。

記

１　所属する（予定）のみえジビエフードシステム登録制度登録（予定）施設名

２　個別講義を希望する理由

（規格Ａ４版）

第２号様式（第５の７の（２）関係）

事　　務　　連　　絡
年　　月　　日

みえジビエフードシステム登録に係る個別講習受講通知書（通知）

申請者　あて

三重県農林水産部
フードイノベーション課長

このことについて、下記のとおり、みえジビエフードシステム登録に係る登録講義を実施しますので、通知します。

記

１　実施日時
年　　月　　日　〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

２　実施場所
〇〇〇（所在地：　　）

３　その他
当日の受講ができなくなった場合には、速やかにフードイノベーション課まで連絡をお願いします。

（規格Ａ４版）

第３号様式（第５の７の（３）関係）

事　　務　　連　　絡
年　　月　　日

みえジビエフードシステム登録に係る個別講習不承認通知書（通知）

申請者　あて

三重県農林水産部
フードイノベーション課長

このことについて、　　年　　月　　日付けで、みえジビエフードシステム登録に係る個別講習受講申請書が提出されましたが、下記の理由により、個別講義は実施しませんので、登録講習会での受講をいただきますよう、お願いします。

記

１　個別講義を実施しない事由

（規格Ａ４版）

第４－１号様式（第６の１の（１）、第６の２の（１）、第６の３の（１）、第６の４の（１）関係）

みえジビエフードシステム登録申請書

年　　月　　日

三重県知事　あて

申請者
（法人、団体については、主たる事務所の所在地）
〒
住所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）
氏名：

担当者名：
電話：
FAX：
E-mail：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領に基づき、みえジビエフードシステム登録申請書を提出します。

なお、登録が認められた場合には、登録区分、登録番号、施設名（屋号）、施設所在地、施設代表者、店舗名、店舗所在地、店舗連絡先、営業時間、休営業日、料理ジャンルの公表について、同意します。

また、連絡先について、特定非営利活動法人みえジビエ推進協議会に開示することを同意します。

（規格Ａ４版）

第４−２号様式（第６の５の（１）、第６の６の（１）、第６の７の（１）関係）

みえジビエフードシステム登録申請書

年　　月　　日

三重県知事　あて

申請者
〒
住所：

氏名：

電話：
E-mail：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領に基づき、みえジビエフードシステム登録申請書を提出します。

なお、登録が認められた場合には、登録区分、登録番号、氏名の公表について、同意します。

また、連絡先について、特定非営利活動法人みえジビエ推進協議会に開示することを同意します。

（規格Ａ４版）

第５−１号様式（第６の１の（２）関係）

みえジビエシステム登録申請調書（みえジビエ解体処理施設及び事業者）

１　申請者の概要

<table>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>施設名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>施設所在地</td><td colspan="4">〒</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設連絡先</td><td>電　話</td><td></td><td>ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td>E-MAIL</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>施設代表者
職・氏名</td><td colspan="2"></td><td>解体処理
責任者職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>建設年月日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">みえジビエ
解体処理者名</td><td colspan="2">氏　名</td><td colspan="2">登録番号</td></tr>
<tr><td colspan="4">※本施設で解体処理を行う、みえジビエシステム登録制度に登録済のみえジビエ解体処理者全員を記入すること。なお、申請中の場合には、申請者名のみを記入すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">みえジビエ
ハンター名</td><td colspan="2">氏　名</td><td colspan="2">登録番号</td></tr>
<tr><td colspan="4">※本施設で受け入れする個体の捕獲を行う、みえジビエシステム登録制度に登録済のみえジビエハンター全員を記入すること。なお、申請中の場合には、申請者名のみを記入すること。</td></tr>
</table>

２　解体処理状況等の概要（予定）

（１）年間解体処理頭数

ニホンジカ　　頭・イノシシ　　頭

（２）受け入れするニホンジカ、または、イノシシの主な捕獲市町

（３）みえジビエマスター名及び登録番号（在籍者がいる場合）

※申請中の場合には、申請者名のみを記入すること。

（規格Ａ４版）

第５−２号様式（第６の２の（２）関係）

みえジビエフードシステム登録申請調書（みえジビエの食べられるお店及び事業者）

１　申請者の概要

<table>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>店舗名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>店舗所在地</td><td colspan="5">〒</td></tr>
<tr><td rowspan="2">店舗連絡先</td><td>電　話</td><td colspan="2"></td><td>ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td>E-MAIL</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>店舗代表者
職・氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>店舗運営
責任者職・氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>営業時間</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>休営業日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>食品衛生
責任者氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>料理人氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>料理ジャンル</td><td colspan="5">※和食・洋食・中華・フレンチ料理・イタリアン料理等を記入すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">みえジビエ
の仕入先</td><td>獣　種</td><td colspan="2">イノシシ</td><td colspan="2">ニホンジカ</td></tr>
<tr><td>仕入先名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">みえジビエ加
工品の仕入先</td><td>商 品 名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>製造者名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

２　みえジビエマスター名及び登録番号（在籍者がいる場合）

※申請中の場合には、申請者名のみを記入すること。

（規格Ａ４版）

第５−３号様式（第６の３の（２）関係）

みえジビエフードシステム登録申請調書（みえジビエの買えるお店及び事業者）

１　申請者の概要

フリガナ				
店舗名				
店舗所在地	〒			
店舗連絡先	電　話		ＦＡＸ	
	E-MAIL			
店舗代表者 職・氏名				
店舗運営 責任者職・氏名				
営業時間				
休営業日				
食品衛生 責任者氏名				
取り扱う 商品種別	※ニホンジカ精肉、イノシシ精肉、ニホンジカ加工品等を記入すること。			
取り扱う 商品の仕入先	※仕入先または商品が複数の場合には、全部の仕入先を記入すること。			

２　みえジビエマスター名及び登録番号（在籍者がいる場合）

※申請中の場合には、申請者名のみを記入すること。

（規格Ａ４版）

第５−４号様式（第６の４の（２）関係）

みえジビエフードシステム登録申請調書（みえジビエ加工品製造施設及び事業者）

１　申請者の概要

<table>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>施設名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>施設所在地</td><td colspan="4">〒</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設連絡先</td><td>電　話</td><td></td><td>ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td>E-MAIL</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>施設代表者
職・氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>施設運営
責任者職・氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>食品衛生
責任者氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>製造する主な
みえジビエ加
工品の概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>原料のみえジビエの獣種</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>原料のみえジビエ仕入れ先</td><td colspan="4">※仕入先または商品が複数の場合には、全部の仕入先を記入すること。</td></tr>
</table>

２　みえジビエマスター名及び登録番号（在籍者がいる場合）

※申請中の場合には、申請者名のみを記入すること。

（規格Ａ４版）

第５−５号様式（第６の５の（２）関係）

みえジビエフードシステム登録申請調書（みえジビエハンター）

１　申請者の概要

フリガナ				
氏名				
住所	〒			
連絡先	電　話		ＦＡＸ	
	E-MAIL			
狩猟免状	種　別			
	番　号			
捕獲行為を行う主な地域	狩　猟	※市町、大字等できるだけ捕獲行為を行う具体的区域を全て記入すること。		
	有害駆除	※市町、大字等できるだけ捕獲行為を行う具体的区域を全て記入すること。		
捕獲個体の搬入予定施設	施設名	※搬入を行う該当施設があれば記入すること。申請時に予定がない場合は、空欄でも良い。		
	所在地	※搬入を行う該当施設があれば記入すること。申請時に予定がない場合は、空欄でも良い。		
登録講習会受講年月日	受講年月日			
	受講場所名			

（規格Ａ４版）

第５−６号様式（第６の６の（２）関係）

みえジビエフードシステム登録申請調書（みえジビエ解体処理者）

１　申請者の概要

<table>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="4">〒</td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡先</td><td>電　話</td><td></td><td>ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td>E-MAIL</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">解体処理を行う施設</td><td>施設名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">受け入れする個体の主な捕獲地域</td><td>狩　猟</td><td colspan="3">※市町、大字等できるだけ捕獲行為を行う具体的区域を全て記入すること。</td></tr>
<tr><td>有害駆除</td><td colspan="3">※市町、大字等できるだけ捕獲行為を行う具体的区域を全て記入すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">食品衛生責任者講習会受講</td><td>受講年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>受講管轄保健所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">登録講習会受講年月日</td><td>受講年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>受講場所名</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（規格Ａ４版）

第５−７号様式（第６の７の（２）関係）

みえジビエフードシステム登録申請調書（みえジビエマスター）

１　申請者の概要

<table>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="5">〒</td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡先</td><td>電　話</td><td colspan="2"></td><td>ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td>E-MAIL</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">登録講習会
受講年月日</td><td>受講年月日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>受講場所名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">所属するみえジビエ関係の施設</td><td>施設名</td><td colspan="4">※該当する施設があれば記入する。</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4">※該当する施設があれば記入する。</td></tr>
</table>

（規格Ａ４版）

第６－１号様式（第６の１の（３）、第６の２の（３）、第６の３の（３）、第６の４の（３）関係）

誓　約　書

年　　月　　日

三重県知事　あて

私は、みえジビエフードシステム登録制度への申請を行うにあたり、下記のとおり、誓約します。

なお、登録後でも、虚偽の申請、食中毒発生時等の対応でみえジビエフードシステム登録制度の登録者として相応しくないと判断される場合には、登録を抹消されても、異議申し立てを行いません。

また、登録を抹消されたことによる損害賠償等は、一切請求を行いません。

記

１　みえジビエフードシステム登録制度申請に係る提出書類の記載事項は、事実に相違ありません。

２　みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアルを遵守します。

３　みえジビエフードシステム登録制度実施要領を遵守します。

４　登録後に、食の安全性に関わる重篤な事故等が発生した場合には、速やかに自主回収等を行い、被害が拡大しないように取り組みます。

５　みえジビエの普及・推進に取り組みます。

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）
住所；

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）
氏名；

（規格Ａ４版）

第６−２号様式（第６の５の（３）、第６の６の（３）、第６の７の（３）関係）

誓　約　書

年　　月　　日

三重県知事　あて

私は、みえジビエフードシステム登録制度への申請を行うにあたり、下記のとおり、誓約します。

なお、登録後でも、虚偽の申請、みえジビエフードシステム登録制度の登録者として相応しくないと判断される場合には、登録を抹消されても、異議申し立てを行いません。

また、登録を抹消されたことによる損害賠償等は、一切請求を行いません。

記

１　みえジビエフードシステム登録制度申請に係る提出書類の記載事項は、事実に相違ありません。

２　常にみえジビエに関する正しい情報、知識の収集に努め、みえジビエの普及・推進に取り組みます。

３　みえジビエに関わるスペシャリストとして、他の模範になるように行動します。

〒
住所；

氏名；

（規格Ａ４版）

第7号様式（第6の1の(7)、第6の2の(8)、第6の3の(8)、第6の4の(8)関係）

営業許可証明願

年　月　日

保健所長　あて

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）
住所：
（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）
氏名：

下記のことについて証明願います。

業種	
住所	
営業所所在地	
屋号	
営業者氏名	
許可・届出番号	
有効期間・ 届出年月日	
過去5年以内の 行政処分の有無	無　・　有　（「有」の場合、期間と処分内容を記載）

営業許可証明書

番　号

上記証明願の内容に相違ないことを証明する。

年　　月　　日

保健所長

（規格Ａ４版）※必要事項が記載されていれば、この様式によらない。

第８−１号様式（第８の２の（１）の①関係）

みえジビエ解体処理施設及び事業者書類審査表

番号	申請書類		部数	確認欄	備考
（１）	登録申請書 （第４－１号様式）		１部		
（２）	登録申請調書 （第５－１号様式）		１部		
（３）	誓約書※ （第６－１号様式）		１部		
（４）	申請施設に係る写真	①施設の外観	１部		
		②脱骨室	１部		
		③精肉室	１部		
		④精肉台	１部		
		⑤解体処理作業用の刃物類	１部		
		⑥刃物類の殺菌器具	１部		
		⑦冷凍庫	１部		
		⑧異物検査機（金属探知機、または、Ｘ線検査機）	１部		
（５）	登記簿謄本、または、住民票※		１部		過去１年以内に発行したもの
（６）	納税証明書※	県税	１部		過去１年以内に発行したもの
		国税	１部		過去１年以内に発行したもの
（７）	食品衛生法に基づく営業許可等を受けていることを証明する書類の写し		１部		保健所政令市（保健所設置市）及び県外の事業者については、第７号様式による営業許可証明書等の原本
（８）	食品衛生監視票		１部		80 点以上 過去１年以内に発行したもの
（９）	施設の位置を示した図面及び施設平面図		１部		
(10)	その他、特に知事が必要と認める書類等				

※第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。

※既登録事業者で登録区分の新規申請、または、登録施設の追加申請時は省略することができる。

第８−２号様式（第８の２の（１）の①関係）

みえジビエの食べられるお店及び事業者及び事業者書類審査表

番号	申請書類		部数	確認欄	備考
（１）	登録申請書 （第４－１号様式）		１部		
（２）	登録申請調書 （第５－２号様式）		１部		
（３）	誓約書※ （第６－１号様式）		１部		
（４）	申請施設に係る写真	①施設の外観	１部		
		②調理場	１部		
		③飲食スペース	１部		
		④食材のみえジビエを保管（予定）する冷凍庫	１部		
		⑤みえジビエ料理の写真	１部		
（５）	登記簿謄本、または、住民票※		１部		過去１年以内に発行したもの
（６）	申請施設の概要が分かる書類※	①メニュー表	１部		
		②パンフレット等	１部		
（７）	納税証明書※	県税	１部		過去１年以内に発行したもの
		国税	１部		過去１年以内に発行したもの
（８）	食品衛生法に基づく営業許可等を受けていることを証明する書類の写し		１部		保健所政令市（保健所設置市）及び県外の事業者については、第７号様式による営業許可証明書等の原本
（９）	食品衛生監視票		１部		80 点以上 過去１年以内に発行したもの
(10)	その他、特に知事が必要と認める書類等				

※第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。

※既登録事業者で登録区分の新規申請、または、登録施設の追加申請時は省略することができる。

第８−３号様式（第８の２の（１）の①関係）

みえジビエの買えるお店及び事業者書類審査表

番号	申請書類		部数	確認欄	備考
（１）	登録申請書 （第４－１号様式）		１部		
（２）	登録申請調書 （第５－３号様式）		１部		
（３）	誓約書※ （第６－１号様式）		１部		
（４）	写真（申請施設に係る）	①施設の外観	１部		
		②販売スペース	１部		
		③販売商品を保管（予定）する保管庫	１部		
（５）	登記簿謄本、または、住民票※		１部		過去１年以内に発行したもの
（６）	申請施設の概要が分かる書類※	①商品カタログ	１部		
		②会社概要等	１部		
（７）	納税証明書※	県税	１部		過去１年以内に発行したもの
		国税	１部		過去１年以内に発行したもの
（８）	食品衛生法に基づく営業許可等を受けている、または届出を行っていることを証明する書類の写し		１部		保健所政令市（保健所設置市）及び県外の事業者については、第７号様式による営業許可証明書等の原本
（９）	食品衛生監視票		１部		80 点以上 過去１年以内に発行したもの
(10)	その他、特に知事が必要と認める書類等				

※第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。

※既登録事業者で登録区分の新規申請、または、登録施設の追加申請時は省略することができる。

第８−４号様式（第８の２の（１）の①関係）

みえジビエ加工品製造施設及び事業者書類審査表

番号	申請書類		部数	確認欄	備考
（１）	登録申請書 （第４－１号様式）		１部		
（２）	登録申請調書 （第５－４号様式）		１部		
（３）	誓約書※ （第６－１号様式）		１部		
（４）	申請施設に係る写真	①施設の外観	１部		
		②加工室	１部		
		③みえジビエ保管（予定）冷凍庫	１部		
		④商品保管冷蔵庫	１部		冷蔵加工食品製造の場合
		⑤商品保管冷凍庫	１部		冷凍加工食品製造の場合
		⑥商品保管庫	１部		常温の場合
		⑦異物検査機	１部		金属探知機、または、Ｘ線検査機
（５）	登記簿謄本、または、住民票※		１部		過去１年以内に発行したもの
（６）	申請施設の概要が分かる書類※	①商品カタログ	１部		
		②会社概要等	１部		
（７）	納税証明書※	県税	１部		過去１年以内に発行したもの
		国税	１部		過去１年以内に発行したもの
（８）	食品衛生法に基づく営業許可等を受けていることを証明する書類の写し		１部		保健所政令市（保健所設置市）及び県外の事業者については、第７号様式による営業許可証明書等の原本
（９）	食品衛生監視票		１部		80 点以上 過去１年以内に発行したもの
(10)	その他、特に知事が必要と認める書類等				

※第３の１に規定する登録区分の複数同時申請時は１部提出で共通とする。

※既登録事業者で登録区分の新規申請、または、登録施設の追加申請時は省略することができる。

第９−１号様式（第８の２の（１）の②関係）

みえジビエ解体処理施設及び事業者現地審査表

申請施設名	
現地審査日	
現地審査者	所属 氏名

項目		審査	備考
解体処理施設	皮剥ぎ、内臓摘出と脱骨、精肉等の作業服は、分かれており、特に脱骨以降の作業服は、衛生的であるか。	□	
	脱骨・精肉室の入室時の足元の消毒処置が取られているか。	□	
	脱骨・精肉室内は、床面から高さ 1.5ｍまで防水加工（洗浄対応）が採られているか。	□	
	脱骨・精肉用の刃物類があるか、また、刃物類の消毒器具、消毒できる設備があるか。	□	
	異物検査機（金属探知機、Ｘ線検査器等）は常備されて、正常に稼動するか。	□	
	その他、マニュアルに基づく施設であるか。	□	
解体処理作業	衛生的な作業着、帽子、手袋、マスクを着用しているか。	□	
	捕獲方法、止め刺しの方法、放血の方法は、適正であるか。	□	
	個体の皮剥ぎ等の際の刃物の向きが適正であるか。	□	
	内臓摘出の際の食道、腸の結束が、適正に行われているか。	□	
	作業途中においてもこまめに血抜を行っているか。	□	
	うっ血部、変色部、やけ肉等のトリミングを行っているか。	□	
	その他、マニュアルに基づき作業を行っているか。	□	
保管方法	冷蔵商品の場合は、冷蔵施設にて保管されているか （記録） 冷蔵施設の温度	□	□

	冷凍商品の場合は、冷凍施設にて保管されているか （記録） 冷凍施設の温度	□	□
その他	許可等（原本）の有無 （記録） 許可等の種類	□	□

第９−２号様式（第８の２の（１）の②関係）

みえジビエの食べられるお店及び事業者現地審査表

申請施設名	
現地審査日	
現地審査者	所属 氏名

≪審査項目≫

項目		審査欄	記録写真
調理方法	生食で提供していないか	□	□
	中心まで十分な加熱がされているか （記録） 加熱方法 （記録） 加熱時間	□	□
	断面等を確認のうえ、十分に加熱がされているか	□	□
	試食のうえ、十分に加熱がされているか	□	□
調理器具	肉用（、または、みえジビエ用）の包丁・まな板を使用しているか	□	□
保管施設	冷蔵施設・冷凍施設は常備されているか	□	□
その他	許可等（原本）の有無 （記録） 許可等の種類	□	□

第９−３号様式（第８の２の（１）の②関係）

みえジビエの買えるお店及び事業者現地審査表

申請施設名	
現地審査日	
現地審査者	所属 氏名

≪審査項目≫

項目		審査欄	記録写真
販売方法	冷蔵商品の場合は、冷蔵施設にて販売されているか （記録） 冷蔵施設の温度	□	□
	冷凍商品の場合は、冷凍施設にて販売されているか （記録） 冷凍施設の温度	□	□
	加熱処理されているものか、または、加熱指示表示がされているか	□	□
その他	許可等（原本）の有無 （記録） 許可等の種類	□	□

第９−４号様式（第８の２の（１）の②関係）

みえジビエ加工品製造施設及び事業者現地審査表

申請施設名	
現地審査日	
現地審査者	所属 氏名

≪審査項目≫

項目		審査欄	記録写真
加工品原料の保管方法	冷蔵商品の場合は、冷蔵施設にて保管されているか （記録） 冷蔵施設の温度	□	□
	冷凍商品の場合は、冷凍施設にて保管されているか （記録） 冷凍施設の温度	□	□
製造方法	衛生的な作業着、帽子、手段、マスクを著供養しているか	□	□
	製造するみえジビエ加工品のクオリティが著しく劣っていないか	□	□
	加工器具等は十分に管理されているか	□	□
	包装器具等は常備されているか	□	□
	異物検査機（金属探知機、Ｘ線検査器等）は常備されているか	□	□
	出荷前の加熱（未加熱での出荷の場合は指示表示）がされているか	□	□
加工品（完成品）の保管方法	冷蔵商品の場合は、冷蔵施設にて保管されているか （記録） 冷蔵施設の温度	□	□

	冷凍商品の場合は、冷凍施設にて保管されているか （記録） 冷凍施設の温度	□	□
その他	許可等（原本）の有無 （記録） 許可等の種類	□	□

第 10-１号様式（第８の２の（２）の①関係）

みえジビエハンター書類審査表

番号	申請書類	部数	確認欄	備考
（１）	システム登録申請書 （第４－２号様式）	１部		
（２）	システム登録申請調書 （第５－５号様式）	１部		
（３）	誓約書 （第６－２号様式）	１部		
（４）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟免状の写し	１部		
（５）	申請者写真	２部		縦 3 ㎝×横 2.4 ㎝ 申請前 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真 裏面に、氏名・撮影年月日を記載
（６）	本人住所、氏名が分かる公的機関が発行した書類の写し	１部		住民票（過去１年以内に発行したもの）、運転免許証、健康保険証等の写し
（７）	第５の５で交付された登録講習会受講終了書の写し	１部		
（８）	その他、特に知事が必要と認める書類等			

第 10-２号様式（第８の２の（２）の①関係）

みえジビエ解体処理者書類審査表

番号	申請書類	部数	確認欄	備考
（１）	システム登録申請書 （第４－２号様式）	１部		
（２）	システム登録申請調書 （第５－６号様式）	１部		
（３）	誓約書 （第６－２号様式）	１部		
（４）	三重県食品衛生規則第 12 条に定める食品衛生責任者の資格を有する書類等の写し	１部		食品衛生責任者養成講習の受講が確認できる修了証、調理師免許の写し等
（５）	申請者写真	２部		縦 3 ㎝×横 2.4 ㎝ 申請前 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真 裏面に、氏名・撮影年月日を記載
（６）	本人住所、氏名が分かる公的機関が発行した書類の写し	１部		住民票（過去１年以内に発行したもの）、運転免許証、健康保険証等の写し
（７）	第５の５で交付された登録講習会受講終了書の写し	１部		
（８）	その他、特に知事が必要と認める書類等			

第 10-３号様式（第８の２の（２）の①関係）

みえジビエマスター書類審査表

番号	申請書類	部数	確認欄	備考
（１）	システム登録申請書 （第４－２号様式）	１部		
（２）	システム登録申請調書 （第５－７号様式）	１部		
（３）	誓約書 （第６－２号様式）	１部		
（４）	申請者写真	２部		縦 3 ㎝×横 2.4 ㎝ 申請前 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真 裏面に、氏名・撮影年月日を記載
（５）	本人住所、氏名が分かる公的機関が発行した書類の写し	１部		住民票（過去１年以内に発行したもの）、運転免許証、健康保険証等の写し
（６）	第５の５で交付された登録講習会受講終了書の写し	１部		
（７）	その他、特に知事が必要と認める書類等			

第 11 号様式（第８の４関係）

事　　務　　連　　絡
年　　月　　日

食品安全課長　あて

フードイノベーション課長

みえジビエフードシステム登録制度にかかる申請内容の確認について

このことについて、申請書が提出されましたので、下記のとおり、許可事実等に間違いがないか確認のうえ、回答をお願いします。

記

１　許可名義人

２　施設名（屋号）

３　施設所在地

４　許可業種

５　許可番号

６　有効期間

７　その他、特記・留意事項

（規格Ａ４版）

第 12-１号様式（第９の１の（１）関係）

番　　号
年　　月　　日

申請者　あて

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）
住所：
（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）
氏名：

三重県知事　　印

みえジビエフードシステム登録制度審査通知書

年　　月　　日付けで申請のありましたみえジビエフードシステム登録制度への登録について審査した結果、登録を認めますので、通知します。

記

１　登録番号　　みえジビエ第　　－　　号

２　登録区分

３　登録施設名

４　登録施設所在地

５　登録事業者名及び所在地

６　登録日

７　登録有効期間

８　その他、特記事項

（規格Ａ４版）

第 12-２号様式（第９の１の（２）関係）

番　　号
年　　月　　日

申請者　あて

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）
住所：
（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）
氏名：

三重県知事　　印

みえジビエフードシステム登録制度審査通知書

年　　月　　日付けで申請のありましたみえジビエフードシステム登録制度への登録について審査した結果、登録に至りませんでしたので、通知します。
なお、今回の申請で登録までに至らない事由の解消後、再申請可能となりますので申し添えます。

記

１　申請登録区分

２　申請登録施設名

３　申請登録施設所在地

４　登録に至らなかった事由

５　その他、特記事項

（規格Ａ４版）

第12-３号様式（第９の１の（３）関係）

番　　号
年　　月　　日

（申請者）　あて
住所：
氏名：

三重県知事　　印

みえジビエフードシステム登録制度審査通知書

年　　月　　日付けで申請のありましたみえジビエフードシステム登録制度への登録について審査した結果、登録を認めますので、通知します。

記

１　登録番号　　みえジビエ第　　－　　号

２　登録区分

３　登録日

４　登録有効期間

５　その他、特記事項

（規格Ａ４版）

第12-４号様式（第９の１の（４）関係）

番　　号
年　　月　　日

（申請者）　あて
住所：
氏名：

三重県知事　　印

みえジビエフードシステム登録制度審査通知書

年　　月　　日付けで申請のありましたみえジビエフードシステム登録制度への登録について審査した結果、登録にいたりませんでしたので、通知します。
なお、今回の申請で登録までに至らない事由の解消後、再申請可能となりますので申し添えます。

記

１　申請登録区分

２　登録に至らなかった事由

３　その他、特記事項

（規格Ａ４版）

第13号様式（第９の２関係）※必要事項が記載されていれば、この様式によらない。

みえジビエフードシステム登録証

Mie Gibier Food System Certified Wild Game Processing Establishment

登 録 番 号：みえジビエ第〇－〇〇号
Registration number:

登 録 区 分：〇〇〇〇〇
Registration type:

登録施設名：〇〇〇〇〇
Establishment name:

所 在 地：三重県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
Location:

登 録 日：　　年　月　日
Registration date:

登録有効期間：　　年　月　日まで
Effective period:

貴施設は、みえジビエフードシステム登録制度に基づき登録されたことを証する。

We certify that your establishment has been registered in accordance with Mie Gibier Food System.

年　月　日
〇〇〇〇〇　〇〇,〇〇〇〇
（年月日英語表記）

三重県知事　（知事名）　印
〇〇〇〇〇〇（知事名・苗字ローマ表示）
Governor of Mie Prefecture

（規格Ａ４版）

第 14 号様式（第９の２関係）

※サイズは、Ａ４版（横）程度とする。
※三重県産木材のヒノキとする。
※必要事項が記載されていれば、この様式によらない。
※文字サイズ及び文字フォントは、適宜とする。

第15号様式（第９の３関係）※必要事項が記載されていれば、この様式によらない。

みえジビエフードシステム登録証

登 録 番 号：みえジビエ第〇－〇〇号

登 録 区 分：〇〇〇〇〇

登録者名：〇〇〇〇〇

住　所：三重県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

登 録 日：　　年　月　日

登録有効期間：　　年　月　日まで

貴方は、みえジビエフードシステム登録制度に基づき登録されたことを証する。

年　月　日

三重県知事　（知事名）　　印

第16号様式（第９の３関係）
※紙印刷、写真貼付、または、印刷、ラミネート仕上げ
※サイズは、ラミネート仕上げ後で、原則、縦5.4cm以内×横8.5cm以内とする。
　なお、原則、登録証は、縦5cm程度×横8.1cm程度とする。

（１）みえジビエハンター　Skilled Mie Gibier Hunter

みえジビエフードシステム登録カード
Mie Gibier Food System registration card

貴方は、みえジビエフードシステム登録制度に基づき
登録されたことを証する
We certify that you have been registered
in accordance with Mie Gibier Food System.

本人写真

みえジビエハンター　Skilled Mie Gibier Hunter
（氏名）　（氏名英語表記）
登録年月日　　年　月　日から
　　年　月　日まで
登録番号　〇〇―〇〇〇

三重県知事　〇〇　〇〇　印

（２）みえジビエ解体処理者　Skilled Mie Gibier Slaughterer

みえジビエフードシステム登録カード
Mie Gibier Food System registration card

貴方は、みえジビエフードシステム登録制度に基づき
登録されたことを証する
We certify that you have been registered
in accordance with Mie Gibier Food System.

本人写真

みえジビエ解体処理者　Skilled Mie Gibier Slaughterer
（氏名）　（氏名英語表記）
登録年月日　　年　月　日から
　　年　月　日まで
登録番号　〇〇―〇〇〇

三重県知事　〇〇　〇〇　印

（３）みえジビエマスター　Mie Gibier Master

みえジビエフードシステム登録カード
Mie Gibier Food System registration card

貴方は、みえジビエフードシステム登録制度に基づき
登録されたことを証する
We certify that you have been registered
in accordance with Mie Gibier Food System.

本人写真

みえジビエマスター　Mie Gibier Master
（氏名）　　（氏名英語表記）
登録年月日　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで
登録番号　　〇〇―〇〇〇

三重県知事　　〇〇　〇〇　　印

第17-１号様式（第９の６の(１)関係）

みえジビエフードシステム登録台帳（施設及び事業者）

登録の認否			
登録（申請）区分		申請年月日	
登録番号		建設年月日	
登録(申請)事業者名及代表者職・氏名			
登録(申請)施設名			
施設所在地	〒		
解体処理・店舗責任者職・氏名			
電話番号		FAX 番号	
E-mail アドレス	※NPO 法人みえジビエ推進協議会が代理受信する場合には、その旨も記入。		
みえジビエ解体処理者名	※当該施設で解体処理を行う「みえジビエ解体処理者」の全員を記入すること		
みえジビエハンター名	※当該施設に個体を持ち込む「みえジビエハンター」の全員を記入すること。		

登録（更新登録）年月日	登録番号	登録期間

特記事項　※登録に至らなかった事由等を記入すること。

（規格Ａ４版）

第17-２号様式（第９の６の(２)関係）

みえジビエフードシステム登録台帳（人材）

登録の認否			
登録（申請）区分		申　請 年月日	
登録(申請)番号			
登録(申請) 氏名			
住　所	〒		
電話番号		FAX 番号	
E-mail アドレス			

※登録年月日	※登録年月日	※登録年月日	※登録年月日	※登録年月日
本人写真	本人写真	本人写真	本人写真	本人写真

登録（更新登録）年月日	登録番号	登録期間

特記事項　※登録に至らなかった事由等を記入すること。

（規格Ａ４版）

第 18 号様式（第 11 の１関係）

みえジビエフードシステム登録制度登録内容変更（取り下げ）申請書

年　　月　　日

三重県知事　あて

登録番号：みえジビエ第　　-　　号
登録区分：
（法人、団体については、主たる事務所の所在地）
住　　所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）
氏　　名：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第 11 の１に基づき、下記のとおり登録内容の変更（取り下げ）を申請します。

記

１　変更理由（取り下げ理由）

２　変更内容　※変更申請の場合に記入

変更事項	
新	旧

（規格Ａ４版）

第19-１様式（第13の１の(１)関係）

みえジビエ解体処理施設及び事業者実績報告書

年　　月　　日

三重県知事　あて

登録番号：みえジビエ第　－　号
（法人、団体については、主たる事務所の所在地）
住　　所：
（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）
氏　　名：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第13の１に基づき、　　年度（４月から翌年３月）の実績を下記のとおり報告します。

記

みえジビエ（鹿・猪）の月別解体処理の状況

（１）鹿の解体処理実績

ア　頭数

単位：頭

月	解体処理頭数	内　訳			
		捕獲許可別頭数		捕獲方法	
		有害許可	狩猟許可	罠・檻	銃　器
４月					
５月					
６月					
７月					
８月					
９月					
10月					
11月					
12月					
１月					
２月					
３月					
計					

※うち、枝肉としての出荷頭数　＿＿＿＿＿＿＿＿　頭

（規格Ａ４版）

イ　鹿肉の部位別生産数量（解体処理後の精肉の数量）

※部位は、マニュアルを参照のこと。　　単位：kg

月	ネック	カタ	ロース	バラ	モモ	スネ	アキレス	その他
４月								
５月								
６月								
７月								
８月								
９月								
10 月								
11 月								
12 月								
１月								
２月								
３月								
計								

（注）部位を細分化している場合は、マニュアルに準じた部位に計上すること。
異なる部位の切り落とし肉は、その他に計上すること。

ウ　１次処理施設から受け入れ枝肉から精肉までを行った処理頭数

・受け入れ施設名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

単位：頭

月	解体処理頭数
４月	
５月	
６月	
７月	
８月	
９月	
10 月	
11 月	
12 月	
１月	
２月	
３月	
計	

（規格Ａ４版）

（２）猪の解体処理実績

ア　頭数

単位：頭

月	解体処理頭数	内　訳			
		捕獲許可別頭数		捕獲方法	
		有害許可	狩猟許可	罠・檻	銃　器
４月					
５月					
６月					
７月					
８月					
９月					
10 月					
11 月					
12 月					
１月					
２月					
３月					
計					

※うち、枝肉としての出荷頭数 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 頭

イ　猪肉の部位別生産数量（解体処理後の精肉の数量）

※部位は、マニュアルを参照のこと。　　単位：kg

月	肩ロース	ロース	マエ	バラ	モモ	その他
４月						
５月						
６月						
７月						
８月						
９月						
10 月						
11 月						
12 月						
１月						
２月						
３月						
計						

（注）部位を細分化している場合は、マニュアルに準じた部位に計上すること。
異なる部位の切り落とし肉は、その他に計上すること。

ウ　１次処理施設から受け入れ枝肉から精肉までを行った処理頭数

・受け入れ施設名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

単位：頭

月	解体処理頭数
４月	
５月	
６月	
７月	
８月	
９月	
10 月	
11 月	
12 月	
１月	
２月	
３月	
計	

（規格Ａ４版）

第19-２様式（第13の１の（２）関係）

みえジビエの食べられるお店及び事業者実績報告書

年　　月　　日

三重県知事　あて

登録番号：みえジビエ第　－　号
（法人、団体については、主たる事務所の所在地）
住　　所：
（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）
氏　　名：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第13の２に基づき、　　年度（４月から翌年３月）の実績を下記のとおり報告します。

記

１　みえジビエ鹿肉使用実績

単位：kg

年	ネック	カタ	ロース	バラ	モモ	スネ	アキレス	その他
計								

２　みえジビエ猪肉使用実績

単位：kg

年	肩ロース	ロース	マエ	バラ	モモ	その他
計						

３　みえジビエ加工品別使用実績

単位：個

年	商　品　名			
	①	②	③	④
計				

（規格Ａ４版）

４　みえジビエの鹿肉・猪肉・加工品の仕入先

（１）みえジビエ（鹿肉）の仕入先名

（２）みえジビエ（猪肉）の仕入先名

（３）みえジビエ加工品名及び仕入先名

（規格Ａ４版）

第19-３様式（第13の１の（３）関係）

みえジビエの買えるお店及び事業者実績報告書

年　　月　　日

三重県知事　あて

登録番号：みえジビエ第　－　号
（法人、団体については、主たる事務所の所在地）
住　　所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）
氏　　名：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第13の２に基づき、　　年度（４月から翌年３月）の実績を下記のとおり報告します。

記

１　みえジビエ鹿肉販売実績

単位：kg

年	ネック	カタ	ロース	バラ	モモ	スネ	アキレス	その他
計								

２　みえジビエ猪肉販売実績

単位：kg

年	肩ロース	ロース	マエ	バラ	モモ	その他
計						

３　みえジビエ加工品販売実績
販売個数：＿＿＿＿＿＿＿＿個

４　みえジビエの鹿肉・猪肉・加工品の仕入先
（１）みえジビエ（鹿肉）の仕入先名

（２）みえジビエ（猪肉）の仕入先名

（３）みえジビエ加工品名及び仕入先名

（規格Ａ４版）

第19-４様式（第13の１の（４）関係）

みえジビエ加工品製造施設及び事業者実績報告書

年　　月　　日

三重県知事　あて

登録番号：みえジビエ第　－　号
（法人、団体については、主たる事務所の所在地）
住　　所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）
氏　　名：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第13の１に基づき、　　年度（４月から翌年３月）の実績を下記のとおり報告します。

記

１　原料のみえジビエ鹿肉仕入れ実績

単位：kg

年	ネック	カタ	ロース	バラ	モモ	スネ	アキレス	その他
計								

２　原料のみえジビエ猪肉仕入れ実績

単位：kg

年	肩ロース	ロース	マエ	バラ	モモ	その他
計						

（規格Ａ４版）

３　みえジビエ加工品別・月別生産量実績

単位：個

月	商　品　名			
４月				
５月				
６月				
７月				
８月				
９月				
10 月				
11 月				
12 月				
１月				
２月				
３月				
計				

（注）商品アイテムが表に収まらない場合には、表を複写、追加等して使用すること。

４　みえジビエの鹿肉・猪肉・加工品の仕入先

（１）みえジビエ（鹿肉）の仕入先名

（２）みえジビエ（猪肉）の仕入先名

（３）みえジビエ加工品名及び仕入先名

（規格Ａ４版）

第 20-１様式（第 13 の２の（１）関係）

みえジビエハンター実績報告書

年　　月　　日

三重県知事　あて

登録番号：みえジビエ第　　－　　号
住　　所：
氏　　名：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第 13 の２に基づき、　　年度（４月から翌年３月）の実績を下記のとおり報告します。

記

１　みえジビエとして活用された鹿の月別捕獲実績

（１）頭数

単位：頭

月	捕獲頭数	内　訳			
		捕獲許可別頭数		捕獲方法	
		有害許可	狩猟許可	罠・檻	銃　器
４月					
５月					
６月					
７月					
８月					
９月					
10 月					
11 月					
12 月					
１月					
２月					
３月					
計					

（２）搬出先

持ち込みみえジビエ解体処理施設名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（規格Ａ４版）

２　みえジビエとして活用された猪の月別捕獲実績

（１）頭数

単位：頭

月	捕獲頭数	内　訳			
		捕獲許可別頭数		捕獲方法	
		有害許可	狩猟許可	罠・檻	銃　器
４月					
５月					
６月					
７月					
８月					
９月					
10 月					
11 月					
12 月					
１月					
２月					
３月					
計					

（２）搬出先

持ち込みみえジビエ解体処理施設名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（規格Ａ４版）

第 20-２様式（第 13 の２の（２）関係）

みえジビエ解体処理者実績報告書

年　　月　　日

三重県知事　あて

登録番号：みえジビエ第　　－　　号
住　　所：
氏　　名：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第 13 の２に基づき、　　年度（４月から翌年３月）の実績を下記のとおり報告します。

記

１　解体処理に従事した解体処理施設名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　解体処理作業実績　　単位：頭

月	鹿	猪
４月		
５月		
６月		
７月		
８月		
９月		
10 月		
11 月		
12 月		
１月		
２月		
３月		
計		

（規格Ａ４版）

第 20-３様式（第 13 の２の（３）関係）

みえジビエマスター実績報告書

年　　月　　日

三重県知事　あて

登録番号：みえジビエ第　　－　　号
住　　所：
氏　　名：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第 13 の２に基づき、　　年度（４月から翌年３月）の実績を下記のとおり報告します。

記

１　主な活動を行った施設名　※活動実績があれば、記入

２　イベント等で行った活動（イベント名、開催年月日、開催場所）
※活動実績があれば、記入

３　その他の活動実績
※料理教室、講演、雑誌掲載等の実績があれば、開催年月日、開催場所、主催者、掲載誌名、テレビ番組名等を具体的に記入

（規格Ａ４版）

第 21 号様式（第 15 の２関係）

農林水第　　ー　　号
年　　月　　日

申請者　あて
（法人、団体については、主たる事務所の所在地）
住所：
（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）
氏名：

三重県知事　　印

みえジビエフードシステム登録制度登録取消通知書

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第 15 に基づき、登録を取消しますので通知します。

記

１　取消となる登録の登録番号
みえジビエ第　　ー　　号

２　取消となる登録の登録区分

３　取消となる登録の登録施設名

４　取消となる登録の所在地

５　取消となる登録の登録日

６　登録を取消した理由

（規格Ａ４版）

第 22 号様式（第 17 の２関係）

みえジビエ事故等発生通知書

年　　月　　日

三重県知事　あて

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）
住所；

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）
氏名；

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第 17 の２に基づき、下記のとおり報告します。

記

登録番号	みえジビエ第　　-　　号
登録区分	
当該品名	
事故等の内容	※発生日時、発生内容等を具体的に記入すること。
対応方針 及び 対応結果	※どのような方針で対応し、対応結果はどうだったかを記入すること。

（規格Ａ４版）

第 23 号様式（第 12 の１、第 12 の２関係）

みえジビエフードシステム登録制度継続申請書

年　　月　　日

三重県知事　あて

登録番号：みえジビエ第　　-　　号
登録区分：
（法人、団体については、主たる事務所の所在地）
住　　所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）
氏　　名：

みえジビエフードシステム登録制度実施要領第 12 に基づき、登録の継続を申請します。

（規格Ａ４版）